

# 大分県税事務所電話交換設備リース契約 入札説明書

(内訳)

- 入札説明書
  - ・様式第1～4号
- 機器の設置等に関する仕様書
- 契約書(案)

令和8年5月

大分県税事務所総務課

## 入札説明書

大分県税事務所電話交換設備リース契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、10に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和8年5月29日(金)

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 業務内容

「機器の設置等に関する仕様書」のとおり

#### (2) 使用期間

令和8年7月1日～令和15年6月30日

#### (3) 納入期限及び納入場所

「機器の設置等に関する仕様書」のとおり

### 3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) 大分県共同利用型電子入札システムにより令和8年6月8日(月)17時00分までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(4) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者

- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記4の要件が必要な他に、次により入札参加資格に関する書類等を提出し確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について大分県税事務所が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

### (1) 提出書類(各1部)

「入札参加資格確認に伴う誓約書」(第1号様式)

### (2) 提出期間

公告の日から令和8年6月8日(月)17時00分まで

### (3) 提出場所

大分県税事務所総務課

〒870-0021 大分市府内町3丁目10番1号

### (4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便で提出すること。

なお、簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

## 6 入札方法

(1) 本案件は、一般競争入札により行う。

(2) 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの月額のリース料とする。

(3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に小数第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する月額金額を入力すること。

(4) 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則(昭和39年3月31日大分県規則第22号)の規定を準用する。

(5) この入札については、大分県内自治体の電子入札運用基準(物品・役務)及び大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)の各種操作マニュアル(事業者用)をよく読んでうえで手続きを行うこと。

## 7 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

期 間 自 入札参加の承認を受けた日

至 令和8年6月10日(水)17時00分

## 8 大分県共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年6月11日(木)14時00分

## 9 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。

- 10 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県税事務所 総務課  
〒870-0021 大分県大分市府内町3丁目1番1号  
電話番号：097-506-5772 e-Mail：a11504@pref.oita.lg.jp
- 11 契約条項を示す場所及び日時  
大分県共同利用型電子入札システム上に令和8年6月11日(木)17時15分までこの入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。
- 12 入札保証金に関する事項  
大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除する。
- 13 契約保証金に関する事項  
(1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県とこの契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
(2) (1)のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から7日以内(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項の規定する県の休日を除く。)に提出すること。  
(3) (1)のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。  
(「契約保証金免除申請書」(第2号様式)参照)  
ア 提出期限  
落札決定の日から7日以内(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項の規定する県の休日を除く。)  
イ 提出場所  
10と同じとする。  
ウ 提出方法  
アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参すること。ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。  
なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。  
(4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。
- 14 入札説明会 実施しない
- 15 落札者の決定方法  
(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続を改めることとする。

16 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

17 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

18 最低制限価格に関すること

設定しない

19 入札説明書等に対する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票(第3号様式)を次のアからオにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月3日(水)17時00分

イ 提出場所

上記10に掲げる担当部局

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる電子メールアドレスに電子メールで質問票を添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付した都度、イに掲げる電話番号にメールの到達確認を行うこと。

エ 提出された質問票の回答時期

回答は、令和8年6月5日(金)17時00分までに行うこととする。

オ 質問・回答内容の共有

回答内容については質問者以外の入札参加者全員にも質問者名を伏せた上で随時送付する。ただし、入札参加資格が不認定となった者については不認定の決定以降は送付しない。

20 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項の規定する県の休日を除く。)に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、上記13に掲げる契約保証金若しくは上記13(1)のア又はイに掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

また、「課税事業者届出書(第4号様式)」も同様に提出すること。